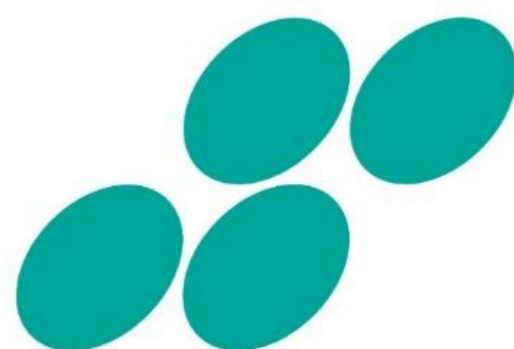




令和8年産

# 水稻共済

近年は、集中豪雨や猛暑による品質低下など想定を超える自然災害が多く発生しています。  
農業経営安定のために、水稻共済に加入しましょう。



安心のネットワーク

**NOSAI**

滋賀県農業共済組合

# 頻発する自然災害に備え 水稲共済に加入しましょう

## 加入資格

水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上である農業者

## 共済責任期間

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫をする時まで  
※この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出すること

## 対象となる災害

風水害・干害・冷害・地震害・火災・病害・虫害・  
鳥害・獣害・その他気象上の原因による災害



猪により被害を受けた圃場

加入申込書の「引受方式」欄を確認してご提出ください。

令和8年産 水稲生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書兼水稲共済加入申込書兼変更届出書

農業者または地区控

### 2. 引受方式等

| 水稲の用途     | 引受方式等の選択          | 引受方式     |
|-----------|-------------------|----------|
| 主食用米 (注1) | 希望する方式<br>前年産引受方式 | 地域インデックス |

前年産引受方式を記載しています。他の引受方式も選択可能です。（加入要件をご確認ください）  
変更の場合は、「希望する方式」欄に記載してください。  
記載がない場合は前年産引受方式とさせていただきます。

### 水稲共済について

1. 加入申込み

| 令和8年産の加入 | 水稲共済の加入 | しない |
|----------|---------|-----|
| 前年産の加入状況 | 有       |     |

2. 引受方式等

| 水稲の用途     | 引受方式等の選択          | 引受方式     | 補償割合 | kg当たり共済金額 | 一筆半損の特有 | 共済金額選択割合 |
|-----------|-------------------|----------|------|-----------|---------|----------|
| 主食用米 (注1) | 希望する方式<br>前年産引受方式 | 地域インデックス | 90   | 1         | 有       |          |

3. 【青色申告をされている方のみ記入】収入保険の加入についてどう考えますか？

① 説明を希望する ② 検討中 ③ 考えていない

4. BCP（事業継続計画）を策定していますか？

① している ② していない

組合名 滋賀県農業共済組合  
市町名  
小地区名  
組合員等コード 2枚目も押印ください  
住所 大津市梅林一丁目14番17号  
氏名 滋賀 太郎  
電話番号 077-524-4688

記入上の注意事項  
この様式は、水稲生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書と水稲共済の加入との両方の申告書であり、市町で整備している水田台帳の基礎データとして利用します。水稲共済に加入しない場合も必ず太枠の部分をご記入ください。

1. 印字された筆の内容に異動があるときは、該当するところを二重線で消して、その上の余白に変更後の内容を、また、印字された筆の空白欄については該当事項を記入してください。  
2. この様式の氏名と経営所得安定対策等の交付申請書の氏名は、同一にしてください。  
3. 電話番号欄には、日中連絡の取れる電話番号もしくは携帯電話番号を記入してください。  
4. BCPとは、自然災害等の緊急事態が発生した場合、人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、どの仕事を優先して続けるか、どうやって再開するかをあらかじめ決めておく計画のことです。

# 各方式の特徴は

| 加入方式     | 地域インデックス方式                                 | 半相殺方式                         | 全相殺方式   | 品質方式  |
|----------|--|-------------------------------|---|---|
| 加入要件     | ※全ての農家をご加入いただけます。<br>加入申込後に書類等の提出は必要ありません。 |                               | 過去5か年分の収穫量が分かる書類が必要になります。<br>JAに乾燥調製（粳すり等）を依頼しており、収穫量が分かる方。または自分以外の他の農業者もしくは集荷業者等に乾燥調製（粳すり等）を依頼しており、その受託者からの収穫量が分かる書類を提出できる方。 | JAに玄米（袋）で出荷しており、品種ごとの等級別に収穫量が分かる方。またはJA以外の集荷業者等に出荷しており、品種ごとの等級別に収穫量が分かる書類を提出できる方。 |
| 支払要件     | 市町の統計単収が基準単収の1割（2割、3割）を超えて減少した場合           | 収穫量が基準収穫量の2割（3割、4割）を超えて減少した場合 | 収穫量が基準収穫量の1割（2割、3割）を超えて減少した場合   | 生産金額が基準生産金額の1割（2割、3割）を超えて減少した場合   |
| 補償割合     | 9割・8割・7割                                   | 8割・7割・6割                      | 9割・8割・7割  |   |
| 共済金の支払時期 | 生産年の翌年3月～                                  | 生産年の12月                       | 生産年の翌年4月～   |   |

※各方式の補償金額・共済金算出方法についてはNOSA | 滋賀のホームページをご覧ください。「NOSA | 滋賀」で検索

## 一筆半損特約と一筆全損特例について

### 一筆半損特約※1

（加入時に選択する必要があります）

半損（5割）以上の被害耕地がある場合、5割減収とみなし、**2割部分をお支払い**する特約です。

（例）耕地A、B、Cを作付けしていたが、耕地Cに獣害（イノシシ等）の被害を受け、5割以上の被害を受けた場合

|      |      |         |    |       |
|------|------|---------|----|-------|
| 耕地A  | 耕地B  | 耕地C     |    |       |
| 補償なし | 補償なし | 5割以上の被害 | 3割 | 補償対象外 |
|      |      |         | 2割 | 補償部分  |
|      |      | 収穫量部分   | 5割 | 補償なし  |

共済金 支払い対象部分

### 一筆全損特例※1

（標準で付加されています）

全損（収穫が全く見込めない）の被害耕地がある場合、10割減収とみなし、**7割部分をお支払い**する特例措置です。

（例）耕地A、B、Cを作付けしていたが、耕地Cに獣害（イノシシ等）の被害を受け、収穫がまったく見込めない場合

|      |      |              |    |       |
|------|------|--------------|----|-------|
| 耕地A  | 耕地B  | 耕地C          |    |       |
| 補償なし | 補償なし | 収穫が全く見込めない被害 | 3割 | 補償対象外 |
|      |      |              | 7割 | 補償部分  |

共済金 支払い対象部分

※1 加入方式の補償割合によって算出が異なります。  
お支払いする共済金は、一筆半損特約及び一筆全損特例の合計と加入方式での支払額の多い方のみとなります。

# 共済金額と掛金について

| 試算例<br>(10a当たり) | 水稻共済       |         |         |         |
|-----------------|------------|---------|---------|---------|
|                 | 地域インデックス方式 | 半相殺方式   | 全相殺方式   | 品質方式    |
| 共済金額            | 90,000円    | 80,000円 | 90,000円 | 90,000円 |
| 農家が支払う掛金等       | 185円       | 190円    | 266円    | 275円    |
| 補償単位            | 市町単位       | 農家単位    | 農家単位    | 農家単位    |

※面積10a、500kg（品質は全て1等）の基準収穫量、単位当たり共済金額200円で一筆半損特約を付加した場合です。

## 保管中農作物補償共済

建物に保管中もしくはは運送中の農作物が事故により損害を受けた場合に、共済金をお支払いします。水稻共済とあわせての加入をご検討ください。

## 収入保険が価格の低下など様々なリスクから農業経営をサポートします！



青色申告の方に  
おすすめ！  
市場価格の低下や病  
気で収穫不能になっ  
た場合など収入減少  
をダイレクトに補て  
んする保険です。

## お問い合わせはお近くのNOSAIへ

| 支所・出張所 | 管轄地域                              | 所在地                           | 連絡先                                      |
|--------|-----------------------------------|-------------------------------|--|
| 南部支所   | 大津市・草津市・守山市<br>栗東市・野洲市・高島市        | 〒524-0103<br>守山市洲本町1260番地6    | フリーダイヤル 0120-031-393                     |
|        |                                   |                               | TEL 077-532-0068                         |
| 高島出張所  |                                   | 〒520-1621<br>高島市今津町今津1640番地   | フリーダイヤル 0120-133-951                     |
|        |                                   |                               | TEL 0740-22-3951                         |
| 東部支所   | 湖南市・甲賀市<br>近江八幡市・東近江市<br>日野町・竜王町  | 〒527-0074<br>東近江市市辺町3471番地1   | フリーダイヤル 0120-739-031                     |
|        |                                   |                               | TEL 0748-20-5225                         |
| 甲賀出張所  |                                   | 〒528-0031<br>甲賀市水口町本町三丁目1番18号 | フリーダイヤル 0120-863-031<br>TEL 0748-63-1330 |
| 北部支所   | 彦根市・長浜市<br>米原市・愛荘町・豊郷町<br>甲良町・多賀町 | 〒526-0804<br>長浜市加納町658番地1     | フリーダイヤル 0120-509-031                     |
|        |                                   |                               | TEL 0749-51-9055                         |
| 湖東出張所  |                                   | 〒522-0236<br>彦根市犬方町160番地1     | フリーダイヤル 0120-163-031                     |
|        |                                   |                               | TEL 0749-28-2711                         |
| 本所     |                                   | 〒520-0051<br>大津市梅林一丁目14番17号   | フリーダイヤル 0120-519-031                     |
|        |                                   |                               | TEL 077-524-4688                         |